

# 組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 太枠内に記入・押印願います。(認印可)

黒のボールペンで記入願います

現資格者	住所 <span style="color: red;">庄内町余目字上梵天塚15</span>
	氏名 <span style="color: red;">最上 太郎</span> <span style="float: right;">(印)</span>
	電話番号 <span style="color: red;">43-2255</span>
新資格者	住所 <span style="color: red;">庄内町余目字上梵天塚15</span>
	フリガナ <span style="color: red;">モガミ コウタロウ</span> 氏名 <span style="color: red;">最上 孝太郎</span> <span style="float: right;">(印)</span>
	生年月日 <span style="color: red;">T S H 40年 7月 22日</span> 性別 <span style="color: red;">男</span> 女
	固定電話 <span style="color: red;">43-2255</span> 日中連絡先 <span style="color: red;">090-2345-6789</span>

最上川土地改良区  
理事長 田澤 伸一 殿

受付	処理	確認
----	----	----

太枠内修正あれば、二重取消線で修正、追加があれば加筆をお願いします。

## 1. 資格得喪の対象の土地(その1)

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000	ZZ00100	最上 太郎	1
"	"	"	2	"	"	3,000	"	"	2
"	"	"	3	"	"	2,500	"	"	3
"	"	"	4	"	"	1,500	"	"	4
									5
									6
									7
									8
									9
計						4 筆	8,000	㎡	

## 2. 資格得喪の原因

原因 : 耕作権の移転(経営移譲)

現資格者様の記入・押印が必ず必要です！

## 3. 賦課金納入誓約書

誓 約 書 (土地所有者)

このたび、経営移譲するにあたり、新組合員が最上川土地改良区の賦課金等を滞納した場合、連帯してその責任を果たします。

住所 庄内町余目字上梵天塚15

氏名 最上 太郎 (印)